

太田市未熟児養育事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号。以下「法」という。）第18条に規定する低体重児の届出、第19条に規定する未熟児の訪問指導及び第20条に規定する養育医療に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(低体重児の届出)

第3条 市長は、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、健康教育の機会等をとらえ、低体重児の早期届出が行われるよう指導するものとする。

2 低体重児の届出は、出生連絡票等により行うものとし、これによりがたいときは、電話等の簡便な方法によることができる。

3 市長は、低体重児管理台帳（様式第1号）を備え付け、その状況を明らかにしておくものとする。

(未熟児訪問指導)

第4条 市長は、未熟児について、退院後速やかに、訪問指導を実施するものとする。

2 市長は、訪問指導の実施に当たっては、医療機関等を通じて未熟児の症状等の把握に努めるものとし、指導内容については当該医療機関の医師等の意見を聴くほか、母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について（平成8年11月20日児発第934号厚生省児童家庭局長通知）別添母性、乳幼児の健康診査及び保健指導に関する実施要領のⅡの第二の3及び第三の3に基づき、適切な指導を行うものとする。

(指定養育医療機関)

第5条 養育医療の給付に係る医療は、法第20条第5項の規定により群馬県等が指定する指定養育医療機関（以下「指定医療機関」という。）において行うものとする。

(養育医療の対象)

第6条 養育医療の給付の対象者は、未熟児であつて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されているもので、次に掲げるいずれかの症状等を有し、医師が入院養育を必要であると認めたものとする。

(1) 出生時の体重が2,000グラム以下のもの

(2) 生活力が特に薄弱であつて次に掲げるいずれかの症状を示すもの

ア 一般状態

(ア) 運動不安、^{けいれん}痙攣があるもの

- (イ) 運動が異常に少ないもの
 - イ 体温が摂氏 34 度以下のもの
 - ウ 呼吸器、循環器系
 - (ア) 強度のチアノーゼが持続するもの又はチアノーゼ発作を繰り返すもの
 - (イ) 呼吸数が毎分 50 を超えて増加の傾向にあるもの又は毎分 30 以下のもの
 - (ウ) 出血傾向の強いもの
 - エ 消化器系
 - (ア) 生後 24 時間以上排便のないもの
 - (イ) 生後 48 時間以上おう吐が持続しているもの
 - (ウ) 血性吐物、血性便のあるもの
 - オ ^{おうだん} 黄疸 生後数時間以内に現れるもの又は異常に強いもの
- (養育医療の給付の申請)

第 7 条 養育医療の給付を受けようとする未熟児の保護者（以下「申請者」という。）は、医療の開始後速やかに、母子保健法施行規則（昭和 40 年厚生省令第 55 号。以下「規則」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、養育医療給付申請書（様式第 2 号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、行うものとする。

- (1) 養育医療意見書（様式第 3 号）
 - (2) 世帯調書（様式第 4 号）
 - (3) 該当世帯に係る市町村民税額を証明する書類。ただし、市長が必要ないと認めた場合は、申請書を提出することで省略できるものとする。
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (養育医療の給付の決定)

第 8 条 市長は、前条の申請があつたときは、内容を審査の上、速やかに、給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、養育医療の給付を行うことを決定したときは、申請者に規則第 9 条第 2 項の規定による養育医療券（様式第 5 号）を速やかに交付するとともに、養育医療給付承認通知書（様式第 6 号）により当該指定医療機関に通知するものとする。

3 市長は、養育医療の給付を行わないことを決定したときは、その理由を明らかにして、速やかに、申請者に対し養育医療給付不承認通知書（様式第 7 号）により通知するものとする。

(養育医療券の取扱い)

第 9 条 養育医療券の有効期間は、意見書に記載された医療開始日から診療予定期間の終

了日までとする。ただし、出生から1年未満であることとする。

- 2 市長は、養育医療券交付台帳（様式第8号）を備え付け、養育医療券の交付の状況を明らかにしておくものとする。

（養育医療の継続）

第10条 指定医療機関は、養育医療券の有効期間を過ぎたにもかかわらず、当該医療を継続する必要があると認めるときは、当該有効期間内において養育医療継続承認協議書（様式第9号）により市長に協議するものとする。

- 2 市長は、前項の協議があったときは、内容を審査の上、承認をするときは、養育医療継続承認書（様式第10号）により当該指定医療機関に交付するものとし、承認をしないときは、その旨を当該指定医療機関に通知するものとする。

（退院等の届出）

第11条 指定養育医療機関は、養育医療の給付を受けている者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、未熟児退院等届（様式第11号）を提出するものとする。

- (1) 軽快したとき。
- (2) 転院したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 養育医療券の有効期間が満了したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、養育医療の給付を受ける必要がなくなったとき。

（養育医療券の再交付等）

第12条 申請者が養育医療券を紛失し、又は毀損したときは、市長に養育医療券再交付申請書（様式第12号）を提出することにより再交付を受けることができるものとする。
この場合において、市長は、再交付した養育医療券に再交付である旨を表示するものとする。

- 2 申請者は、養育医療の給付の承認後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかに、養育医療承認内容変更申請書（様式第13号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出するものとする。
 - (1) 養育医療の給付を受けている者又はその扶養義務者の住所に変更があったとき。
 - (2) 養育医療の給付を受けている者の扶養義務者に変更があったとき。
 - (3) 保険者等の名称並びに被保険者等の記号及び番号に変更があったとき。

（養育医療の給付内容）

第13条 養育医療の給付は、現物給付によることを原則とし、やむを得ない事情がある場合に限り現物給付に代えて、その費用を支給するものとする。

2 養育医療の給付の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 診察
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療
- (4) 病院又は診療所への入院
- (5) 移送

3 前項第5号の移送に要した費用（以下「移送費」という。）は、医師が特に必要と認めた場合に承認するものとし、その額は必要とする最小限度の実費とする（移送に際し、付添いの必要があると認められる場合は、付添人の移送費についても支給する。）。

（移送費の承認申請）

第14条 移送費の支給を受けようとする者（以下「移送費申請者」という。）は、移送費承認申請書（様式第14号）により市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があつたときは、内容を審査の上、承認するときは移送費承認書（様式第15号）を、承認しないときは、移送費不承認通知書（様式第16号）をそれぞれ移送費申請者に速やかに通知するものとする。

（移送費の請求）

第15条 前条第2項の移送費承認書の交付を受けた者が移送費の支給を受けようとするときは、移送費請求書（様式第17号）に移送費承認書及び当該費用の額に関する証拠書類を添えて市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の請求書の提出があつたときは、その内容を審査し、費用を支給するものとする。

（医療保険各法との関係）

第16条 養育医療の給付を受ける未熟児が医療保険各法による被扶養者である場合は、医療保険各法による給付を優先し、養育医療の給付は、自己負担金を対象とするものとする。

（自己負担額の決定及び徴収）

第17条 法第21条の4第1項の規定による徴収額は、未熟児の属する世帯の前年分の市町村民税額等に応じて、月額によって決定するものとし、未熟児養育医療費等の国庫負担について（平成26年5月26日厚生労働省発雇児第0526第3号厚生労働事務次官通知）別紙未熟児養育医療費等国庫負担金交付要綱別表1を準用するものとする。

2 前項の徴収額は、提出された申請書に基づき、市長が福祉医療費で支払うものとし、扶養義務者からの徴収は行わないものとする。

(診療報酬の請求、審査及び支払)

第18条 診療報酬の請求、審査及び支払については、養育医療費等公費負担医療の給付にかかる診療報酬等の審査及び支払に関する事務の国民健康保険団体連合会への委託について（平成25年2月28日雇児発228号第2号）及び「母子保健法に規定する養育医療に要する費用の審査支払事務を社会保険診療報酬支払基金に委託する契約について」（平成25年2月28日雇児発228号第3号）に定めるところによるものとする。

2 市長は、前項の審査及び支払に関する事務を群馬県社会保険診療報酬支払基金及び群馬県国民健康保険団体連合会に委託して行うものとする。

(その他)

第19条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。